

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年7月18日（金） 午後4時30分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 8名

1 番	佐 藤 周 君	2 番	村 上 祥 平 君
3 番	竹 本 力 哉 君	4 番	井 戸 清 司 君
5 番	大 川 勝 弘 君	6 番	杉 本 一 彦 君
7 番	四 宮 和 彦 君	9 番	重 岡 秀 子 君

○欠席委員 1名

8 番 犬 飼 このり 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	虫 明 弘 雄 君	議 員	河 島 紀美恵 君
〃	長 沢 正 君	〃	篠 原 峰 子 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	鈴 木 純 子 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○出席議会事務局職員 4名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
係 長	野 田 昌 伸	主 察	山 田 拓 己

○会議に付した事件

1 市長の学歴に係る事務に関する事項について

- (1) 記録提出請求の状況について
- (2) 東洋大学に対する文書照会について
- (3) 証人出頭要求について

2 その他

- (1) 次回開催日について
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

○委員長（井戸清司君）8番　犬飼このり委員から欠席の届出があったので報告する。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後　4時30分休憩

午後　4時30分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（井戸清司君）○○○○氏から本委員会を傍聴したいとの申入れがあった。

この際、お諮りする。傍聴を許可することに、異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午後　4時30分休憩

午後　4時31分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定を準用し、傍聴人は、静粛を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

○委員長（井戸清司君）日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

まず、(1) 記録提出請求の状況についてである。前回の本委員会において決定した田久保眞紀氏に対する記録提出の請求について、同日、同氏に対し議長から手交したところであるが、本日、午後4時の期限を迎えて、記録の提出がなされていないところである。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後　4時32分休憩

午後　4時32分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

皆様の手元に配付のとおり、田久保眞紀氏からは記録提出の請求に対し提出できない理由を付した文書にて回答があり、これを先ほど収受したところである。

提出された理由について、事務局をして朗読いたさせる。

[事務局長補佐 朗読]

○委員長（井戸清司君）いずれにしても提出に至っていない事実には相違ないが、同氏から提出された理由について、今後、告発を検討するに当たってはその正当性の有無についても法的見地から精査をする必要があると考えている。よって、本日の本委員会においては状況報告にとどめ、委員長において市顧問弁護士との相談をした後、その取扱いについて改めて協議の場を設けることとしたいと思うが、これに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に(2) 東洋大学に対する文書照会についてを議題とする。

前回の本委員会において実施した証人尋問において判明したことだが、市の広報事務等で虚偽の記載がされ、また、報告がされた事実については、伊東市長田久保眞紀氏の卒業証書とされる書類が重大な事実誤認を生じさせた原因であるとの結論に至った。

しかしながら、当該書類について、同氏に記録提出の請求を求めたにも関わらず、この義務が履行されないままとなっていることから、本委員会として当該書類を手元において確認することなく、その責任の所在等について調査を継続しなければならない。既に周知の事実ではあるが、伊東市長田久保眞紀氏は、東洋大学を卒業しておらず除籍であったとのことである。

このことから、委員長としては、東洋大学に対し必要な照会を行い、協力を得ることで、当該書類を確認できなかったとしてもその真贋等の裏づけをすることが可能であると考えている。

委員の皆様は、東洋大学に対する照会の必要性について、どのように考えるか、意見等を伺う。発言を許す。

○1番（佐藤 周君）こういった混乱している状況を、いち早く終息に向かわせるためにも、あらゆる状況的な証拠を確認する意味でも、東洋大学にはお手数をかける話にはなるが、協力いただくことで照会することが必要かと思う。

○7番（四宮和彦君）東洋大学に文書照会するのは必要な作業であろうとは思う。実際マスコミの方々も含めてそうなんだろうと思うが、そもそも彼女が私は卒業ではなく除籍であったと言っているが、誰も除籍である証明書なんか見てないわけである。在籍証明書なんてものを。それも本当なのかどうかなんてことは、本人以外誰も知らない話になってしまうわけなので、必要なものとしては、卒業証書のことを含めてになるだろうと思うので、大学側には永年保存で卒業証書授与者台帳というものが存在しているはずなので、まず卒業証書授与者台帳に田久保

眞紀の名前の記載があるのか否かについての照会、それから今の話でいうと、どうも引っかかるのは、何で4年で除籍になっているのかが不思議である。普通単位不足だったなら、学費を納入している限りにおいては8年間在籍が可能なはずであって、4年で除籍というのは通常考えにくい話である。その辺のところも含めて、例えば成績証明書だとかを資料として開示してもらえるのかどうかは分からぬが、それと合わせて在籍証明書、成績証明書類だとかというものに対して、東洋大学側に開示を求めるということが必要になるだろうと考える。

○9番（重岡秀子君）今の四宮委員の、確かに私たちも除籍年月日を3月31日で聞いているが、それが確かなものということが分からぬということと、除籍の理由である。理由も分からぬので調べたいと思うが、個人のプライバシーに関わることなので、本委員会の名をもって、それが可能かどうかというのはいかがか。それは必要だと思うが、本委員会として大学側が個人情報に係るものを探せるのかどうか、その辺がちょっと気になる。

○委員長（井戸清司君）それは質問か。

○9番（重岡秀子君）検討する必要があるのではないかということ。出してみてということですよいと思うが。

○委員長（井戸清司君）必要であるという回答でよいか。

○9番（重岡秀子君）そのとおりである。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）皆さん東洋大学に対する提出請求は必要であるというような形でよろしいかと思う。

これをもって協議を終結する。

ただいまの協議に基づき、東洋大学に対する照会については、出席の全委員の賛同のもと、必要であるとの結論に至った。よって、東洋大学に対し文書照会を行っていくこととしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、東洋大学に対し照会を実施するに当たり、どのような事項に関し、照会を実施していくのかについて協議したい。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 4時42分休憩

午後 4時42分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

はじめに、お手元に配付した資料に基づき、委員長試案について提示する。まず、3 田久保眞紀氏に関する照会事項として、(1) 東洋大学を卒業していないことについて、(2) 正規の卒業証書を発行していないことについて、(3) 卒業証書の付与後に除籍となった事実の有無について、(4) 令和7年6月28日に東洋大学を訪問し、自身の卒業について照会を実施したとされるが、この事実の有無について、以上4点について文書にて回答を求めることがある。

次に、4 田久保眞紀氏に関し、提出を求める記録、つまり書類として、(1) 除籍の日、理由及び除籍時の学年が分かる記録、(2) 卒業証書の発行日及び証書番号が分かる記録、(3) 在籍期間証明書、(4) 成績証明書、以上4点について請求をしていきたいと思う。

提出期限は、約3週間ほどの期間を設けることとし、令和7年8月13日を期限とする。大きく3項目について委員長試案の提示をした。

東洋大学に対する照会事項、記録提出を求める事項について、委員の皆様においては、どのように検討されているか、意見を伺いたい。協議については、委員長試案に基づき、項目ごとに精査する形で進行したいと思う。

まずは、3 田久保眞紀氏に関する照会事項(1) 東洋大学を卒業していないことについて、意見等を伺う。発言を許す。

○7番（四宮和彦君）このとおりよいのは原則だが、言い方の問題というか、要するに卒業していないことを証明していただくというと、ないことの証明で、悪魔の証明になりかねないので、言い方としては、先ほど私が言ったとおり、卒業証書授与者台帳に記載があるか否かというような聞き方で、問合せを行う方がよろしいのではないかという気がする。その辺はいかがか。

卒業証書授与者台帳に名前がなければ卒業証書は発行していないという話になるから、(1) 東洋大学を卒業していないことについてと(2) 正規の卒業証書を発行していないことについては一緒に問合せが可能となる。

○委員長（井戸清司君）ほかに、(1) 東洋大学を卒業していないことについて、意見等はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）(2) 正規の卒業証書を発行していないことについては、その確認がでければ一緒にということか。

○7番（四宮和彦君）そのとおり。

○委員長（井戸清司君）では、(1) 東洋大学を卒業していないことについてと(2) 正規の卒業証書を発行していないことについてをまとめてという形で行う。

次に、(3) 卒業証書の付与後に除籍となった事実の有無について、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）(3) 卒業証書の付与後に除籍となった事実の有無についてはそのままで行う。

では、(4) 令和7年6月28日に東洋大学を訪問し、自身の卒業について照会を実施したとされるが、この事実の有無についてを確認したいと思う。

○6番（杉本一彦君）いろいろな会見等の中で、3月31日に除籍になった。先ほども話が出たが、誰も証明書を確認しない中で、言葉だけが先に走っている。ということになると、事実の有無というよりも、できることなら、彼女が取ったとされる在籍証明書を取れるのかどうなのか、いかがか。

○委員長（井戸清司君）そこに関しては次の4 田久保眞紀氏に関し、提出を求める記録についてで行う。

ほかに、(4) 令和7年6月28日に東洋大学を訪問し、自身の卒業について照会を実施したとされるが、この事実の有無について、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）次に4 田久保眞紀氏に関し、提出を求める記録について伺う。

(1) 除籍の日、理由及び除籍時の学年が分かる記録、ということになるが、これについてはいかがか。

○5番（大川勝弘君）理由とか分かる記録に含まれるかもしれないが、通常除籍になる前に、学生であるから保証人に対しても、確認書というか、いつまでに、除籍の場合は基本的には学費未納が多いケースらしいが、保証人にも必ず連絡がいくということで、ほかに連絡がいった方がいないかどうか、保証人に対して連絡がいったかどうか、この辺も合わせて取っていただけたらと思うが、いかがか。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 4時48分休憩

午後 4時49分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

今、大川委員から提案があったとおり、保証人に関してもここに付け加えるということでよろしいか。

ほかに、(1) 除籍の日、理由及び除籍時の学年が分かる記録について、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）(2) 卒業証書の発行日及び証書番号が分かる記録についてはいかがか。このままでよろしいか。

意見がないようなので、このままとする。

○委員長（井戸清司君）(3) 在籍期間証明書についても確認を取ることで、ほかに意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）(4) 成績証明書について、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）何か皆さんから付け加えることがあれば、意見を伺う。

○3番（竹本力哉君）今お話ししたような内容でよいと思うが、そもそも入学したのかということがから始まるのではないのかというふうに思うぐらいで、順番からいければ6月28日に本当に行っているのか、その前は入学しているのかというところから、全てにおいて全然答えをもらっていないので疑ってかかりたくなるという気持ちはある。卒業のことに関してこちらに記載のとおり、大学が除籍者に卒業証書を発行することがあるのかも、常識的に考えればそんなことあるわけなくて、その部分も聞くのも申し訳ないと思っているのだが、今この1から4番については、きっちりと出していただけるのだったら出していただいて、協議して参りたいと思う。これは意見である。

○委員長（井戸清司君）入学したかどうかの確認を取るか。

○3番（竹本力哉君）在籍期間の確認があればよい。

○9番（重岡秀子君）在籍期間証明書はいいのだが、成績証明書までは必要なかどうか、その辺はいかがか。そこまで問うことが必要か。

○委員長（井戸清司君）単位が取れているのか取れていないのかということと、田久保氏が報道の質問に対して平成4年3月31日で除籍になっているということが、まともに4年間通つていれば3月31日で除籍になって、その前に卒業証書が発行されているということはありえない話なので、成績証明書を取れば単位が取れているか取れていないのかということが分かるので、留年しているかしていないのかということも分かるので、そうすると平成4年3月31日という除籍の日程の日がどういうことなのかということが分かる。

○9番（重岡秀子君）分かった。確認だが、それは4年生までいたという前提で、4年生の時の成績証明書、4年生というか全部の学年でもいいが、成績証明書を取ることによって、単位の有無を、単位を取っていたかどうかということを調べるために、成績証明書を求めるという認識でよいか。

○委員長（井戸清司君）そうではなくて、平成4年3月31日に田久保氏は除籍になっていたと、その日に本人は卒業しているつもりでいたということを言っている、それに対してその卒業証明書を持っているという話のもとになっているが、除籍された理由というのが、単にお金を払

つていなかったのか、単位不足で留年しているにも関わらず、その後お金を払わないで例えば2年生なら2年生の時点で除籍になっているという可能性もある。4年間きっちり通っていてということになるとつじつまが合わなくなる、そうすれば成績証明書を取った時点で2年生なら2年生で留年しているという話になれば、平成5年3月31日が正式な卒業の日になる。

○9番（重岡秀子君） そうすると、全学年の成績証明書を取るということか。

○委員長（井戸清司君） そうなる。

○1番（佐藤周君） 今の話だが、大学によるところもあると思うが、例えば4年間学校に通った、それが1年生、2年生、2年生、2年生で除籍になったことがあるかもしれない、1、2、2、3で除籍になったかもしれない、その4年間の状況も確認したいという意味でよいか。

○委員長（井戸清司君） そのとおりである。

○7番（四宮和彦君） 大学って案外簡単に除籍してくれないので、結構なんだかんだいって、督促をすごい繰り返して、とにかく授業料の未納だったならば何とかそれを回収しようしてくれるし、単位が足りない場合は留年して取得単位だと追試だと指導教官にもよるかもしれないが、とにかく卒業させようとするのが普通の大学であって、それがすっぱり除籍になっているという、彼女も記者会見の中で言っていたが、大学の後半はもう遊びほうけていて消息不明になっているような状況だったなんていう話が出ていたわけで、そうなると恐らくだが、履修届すら出てない可能性があるのではないかと思う、単位取得のための。そうすると、恐らくだが、単位が足りていないことは本人自身が分かっていたはずだから、卒業できないという自覚はあったはずだと思う。成績証明書を取ればその辺の認識も明確になるだろうと思う。どう考えてもこれは卒業できるはずないという単位数だったすると、彼女は6月28日に初めて除籍を知ったということは覆ってしまう話になるだろうと思うので、そういう意味で卒業証明書というはある意味必要な書類の一つになるであろうと思う。成績証明書である。

○委員長（井戸清司君） ほかに意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君） では、今提出した委員長試案に基づき、四宮委員から意見等があったので、そこの部分は訂正し、進めたいと思う。

ただいまの協議に基づき、東洋大学に文書照会を行うこととしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君） 異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 証人出頭要求についてを議題とする。本委員会が、市の広報事務の調査において

重要資料として判断をした、伊東市長の卒業証書とされている書類について、この提出がされていない以上、その所有者である田久保眞紀氏に直接証言をしていただく必要があると考え、同氏に対し、本委員会への出頭を求めるについて協議をしたいと思う。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 4時56分休憩

午後 4時56分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。市の広報事務について調査をするため、重要書類の所有者である田久保眞紀氏に対し、本委員会に出頭を求めるにしたいと思う。

また、証言を求める事項、及び、出頭場所については、お手元に配付した資料のとおり、それぞれ、「記録の提出を拒む理由」、「証書番号などをはじめとして、卒業証書とされている書類に関すること」、「除籍となった事実に関すること」、「伊東市役所第2委員会室」とする。

なお、出頭日時については、田久保眞紀氏が市長として公務を行っている都合上、円滑に出頭いただくには調整が必須であることから、委員長において、本委員会の次回開催日との兼ね合いを検討しつつ、日程調整を図らせていただき、決定していくこととしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを終了する。

○委員長（井戸清司君）日程第2、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日についてを議題とする。

日程調整のため、暫時、休憩する。

午後 4時58分休憩

午後 4時59分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次回開催日については、東洋大学に対する記録提出請求の状況や、出頭要求をする田久保眞紀氏の市長公務との兼ね合いがあることから、委員長において日程調整を図ることとしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（杉本一彦君）ちょっと、確認させていただく。一番最初の記録提出について、先ほどの話で今回の提出しない理由に正当性があるかどうか、そこを弁護士に委ねて確認することであった。その結果がどうなるかは置いておいて、仮に正当性が認められないとなったときは、刑事告発するということと、例えば改めて正当性が認められない場合は、再度証拠の提出ということは求められるかどうか、ということを確認させていただきたい。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 5時 1分休憩

午後 5時 3分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

顧問弁護士との調整の上、田久保眞紀氏側が言っている正当な理由が、正当な理由でないと判断された場合には、我々で調査した結果、正当な理由ではないので、直ちに卒業証書なり、それなりの書類の提出をするようにということで、本委員会としてその場で提出を求めるということで進めたいと思っている。刑事告発の件に関しては、それだけではなくほかの項目もあるので、ほかの項目のことも調査をした上で、最終的に告発という形をとりたいと思うので、ご理解いただきたい。

○6番（杉本一彦君）あと一つ、当初から思っていたのだが、秘書広報課長の証言の中でアルバムを持っていた、卒業を証明する理由として、卒業証書とセットで卒業アルバムを持っていたということが一つ根拠になっていて、確認もしていることがある中で、写真を根拠にしたわけではないが、彼女が卒業アルバムと一緒に持ってきたこと自体が、卒業を裏づける根拠の一つにもなってくることを考えると、かつ、証言を聞いていると私たちが確認している卒業アルバムとは、ちょっと違うのではないかと思う。そう考えると、別に卒業アルバムを出すようにと言ったところで、普通であれば私なんかが確認してきた卒業アルバムと同じものが出てくると思うのだが、私はこれまでの証言を聞いている中で、どう聞いても同じものではないのではないかなど感じるところがある。先ほど竹本委員が言ったように、何から何までが信用できなくなるときている中で、例えば卒業アルバムの、卒業証書はそういうことで正当性を図る、では卒業アルバムは出してもらえないかというような形の、再度証拠の提出みたいなものというのはこの段階で求められるかどうか。

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午後 5 時 6 分休憩

午後 5 時 12 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

卒業アルバムについては休憩中の話のとおりで求めないということでご理解いただきたい。

その他、意見はあるか。

○7番（四宮和彦君）回答書が正当な理由に当たるか否かに関しては顧問弁護士と相談の上で決定したいということで、ただ一言物申したいのが、公職選挙法で刑事告発をされているからと言っているわけだが、本委員会は公職選挙法なんて一切問題にしていないわけで、我々が調査している違法性とは全く無関係な話なのだから、それを理由に拒絶するというのは正当性が全くないという話と、その次の段落で、証言の拒否権に関して言っているのだが、刑事訴訟法第105条に何て書いてあるかというと、本人が承諾すれば認めると言っているのだから、あなたが了解すればいいという話と、もう一点重大なこととしては、本人が承諾した場合と、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の乱用と認められる場合、つまり田久保市長が自分自身の利益のためにだけ主張しているということであれば権利の濫用になるわけなので、正当性を欠くという話になるはずなので、その辺は弁護士ときちつと確認した上で、こんなのは正当ではないという結論を導き出していただきたい、ということを一言申し上げる。

○5番（大川勝弘君）これから、第3回、第4回とあると思うのだが、今回、第3回は田久保氏本人を呼ぶというような形になると思うが、今後の展開としては、同席していた福島弁護士、の方にもぜひ話を聞きたいと思っていて、会見の中でも、もう田久保氏は一般人になったので弱者であるみたいな発言があったと思うが、全然辞めない、いい加減な発言だったと思っている。そういう面では、次の段階としては話を聞きたいと思っているので、よろしくお願ひする。

○委員長（井戸清司君）ほかに、質疑、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、その他を終了する。

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和7年7月18日（金）午後5時15分（会議時間34分）

以上の記録を認める。

令和 7 年 7 月 18 日

委員長 井 戸 清 司